

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(道路維持課) 五〇三

(環境生活政策課) 五〇四
(商業・金融課) 五〇五

告示

岐阜県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年八月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	南濃線 関ヶ原線	大垣市上石津町牧田字南山一番三地先から 同市同町同字二 又三四五番一地先まで	前 後	九・四 二四・七 一四・三 三・五	一〇五・二 一〇五・二	

岐阜県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年八月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)
(ときは翌日)

平成二十八年八月九日

課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	四百十八号	恵那市三郷町佐々良木字伊保一三三六番一地先から同市同町同一地先まで	前 後	七 五 二 六 七 メ ー ト ル	一 〇 七 二 メ ー ト ル	

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年八月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さくらゆき
- 三 代表者の氏名 依田 充朗
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市日野東二丁目二番一三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐南町及びその近隣地域に居住する身体または知的な障害を有した者に対する生活介護及び就労

支援の実施と、地元企業との連携を併せて展開することにより、安定的かつ継続的な就労の場と労働力を相互に提供しあう社会共同体の創出を目指し、当該者の創作的かつ生産的な生活の支援、健やかに暮らせる総合的な地域福祉コミュニティ（ネットワーク）の構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年八月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年七月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さわやか飛騨
- 三 代表者の氏名 打江 進
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市八軒町三丁目五〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、困ったときに互いに助け合い、飛騨地域の高齢者等を対象に、豊かで住みよくする為の民間非営利の福祉活動を行い、福祉の増進に寄与することや、公の施設設備を受託維持・管理・運営し、地域の発展に寄与することを、目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年八月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年七月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こども見守り隊
- 三 代表者の氏名 渡邊 直文
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県不破郡垂井町府中二二八三番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、垂井町に暮らす住民の安全、とりわけこどもに対して通学路の安全を確保することを第一に、垂井町の地域安全まちづくり自ら参画し、行政、事業者・企業などと協働して危険抑止に関する事業を行い、「より安全・安心度の高いまち・垂井」を実現することに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年七月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子供達と最先端科学技術の架け橋
岐阜
- 三 代表者の氏名 森 英信
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市市橋二丁目六番一 三〇三号(モアグレイ
入市橋)
- 五 定款に記載された目的 この法人は、全国の子供達及びその保護者に対して、科学に対する興味をきっかけづくりと科学分野における創造性に関する事業を行い科学教育の推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。
なお、その変更届出書等は平成二十八年八月九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十八年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十八年七月二十七日
 - 二 届出者の氏名又は名称 株式会社パローホールディングス
 - 三 建物の名称及び所在地 ホームセンターパロー本巣文殊店
本巣市文殊字天辺一〇二〇番 外
 - 四 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美
恵那市大井町一八〇番地ノ一
 - (変更後) 株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美
恵那市大井町一八〇番地ノ一
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社パロー 代表取締役 田代正美
恵那市大井町一八〇番地ノ一

(変更後) 株式会社ホームセンターパロー 代表取締役 和賀登盛作
 多治見市大針町六六一番地ノ一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年八月九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年七月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

スーパ―三心北方店

本巣市上真桑字堤台二二〇六番一 外

本巣郡北方町平成一丁目二四番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社三心 代表取締役 中島総夫

岐阜市西荘三丁目一番七号

(変更後) 株式会社三心 代表取締役 中島全敏

岐阜市西荘三丁目一番七号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社三心 代表取締役 中島総夫

(変更後) 株式会社三心 代表取締役 中島全敏 外四者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年八月九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年七月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー本巣文殊店

本巣市文殊字天辺一〇二〇番地 外

四 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 二八六台

(変更後) 一七八台

駐輪場の数及び収容台数

(変更前) B 三 一一三台

B 四 二二台

(変更後) B 三 一五台

駐車場出入口の位置

(変更前) 七箇所

(変更後) 七箇所

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年八月九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十八年八月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十八年七月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

スーパー三心北方店

本巢市上真桑字堤合二二〇六番二外

本巢郡北方町平成一丁目二四番 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時三〇分～午後九時三〇分(年間一五〇日は午前九時～午後十時)

(変更後) 午前九時～午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時～午後十時(年間一五〇日は午前八時三〇分～午後十時三〇分)

(変更後) 午前八時三〇分～午後十時三〇分

平成二十八年八月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社